

令和3年度合志市経営方針

合志市政策推進本部において、総合計画第2次基本構想 第2期基本計画（計画期間：令和2年度から令和5年度）に基づき、令和3年度の取り組みについて、合志市の経営方針を決定しましたのでお知らせします。

この経営方針は、第2期基本計画の政策体系に基づく28の施策の課題や方針を基本として、行政内部における令和元年度の目標達成度と事務事業貢献度に関する評価、令和2年度の取り組み状況、並びに市議会及び市総合政策審議会における施策評価を踏まえ、令和3年度における施策別の取り組み方針を表しています。

また、令和2年度において、どの施策に力を入れ優先的に推進していくかについて、最重点施策及び重点施策を設定しています。

なお、取り組み実施については、国等の動向による状況の変化に適切に対応していきます。

施策の優先度評価

総合計画第2期基本計画の体系に基づく28施策について、最重点施策及び重点施策を以下のとおり設定しました。

なお、地方創生に関連する各種事業については、施策の優先度に関わらず全庁的な取り組みとして優先的に取り組むものとして位置づけます。

【最重点施策】

令和3年度において、他の施策との関連も含め、最も優先的に重点化し、さらに成果を向上させる必要があるとされた最重点施策は、次の3施策です。

- ⇒ **3 施策** 施策 ③ 財政の健全化
- 施策 ⑤ 健康づくりの推進
- 施策 ⑮ 防災対策の推進

【重点施策】

令和3年度において、他の施策に優先して取り組み、重点的に成果を向上させる必要があるとされた重点施策は、次の3施策です。

- ⇒ **3 施策** 施策 ⑨ 義務教育の充実
- 施策 ⑳ 計画的な道路の整備
- 施策 ㉓ 商工業の振興

施策① 市民参画によるまちづくりの推進

- ①市主催のイベントについて、魅力のある企画作り、代表的なイベントの創出、参加機会の工夫などにより、多くの市民に参加してもらえるよう努めると共に新しい生活様式に対応したイベント等の開催を図ります。
- ②市民や地域への情報発信について、積極的で分かりやすい情報発信に努めます。
- ③市民に市政への関心を持ってもらうため、行政から積極的に働きかけて地域座談会を開催します。
- ④行政区への加入促進を適宜行います。
- ⑤市制施行15周年記念事業を実施します。

施策② 行政改革の推進

- ①SDGsの考え方をふまえて、第2期基本計画の着実な推進に努めます。
- ②効率的な行政運営のため、RPA・AIの導入を検討し市民サービスの向上に努めます。
- ③行政改革大綱、集中改革プラン及び財政計画に基づき、効果的な行財政運営に努めます。
- ④「職員人材育成基本方針」に基づき、各階層ごとの職員研修及び研修支援を実施し、主体性・積極性を持った職員の育成に努め、健康診断・面談等を定期的の実施し職員の健康管理を行います。
- ⑤「公共施設等総合管理計画」に基づき作成した各個別施設計画の進行管理を行います。
- ⑥感染症や災害の発生時等においても市役所業務が維持できるよう、職場におけるICT環境の整備を進めます。

最重点施策**施策③ 財政の健全化**

- ①財政計画及び事務事業に基づく予算編成と、公共施設等総合管理計画等による効果的な施設の維持を行い歳出削減に努め、事務事業については、各種事業の見直しを行い、事業の廃止や統廃合を行いながら、健全な財政運営に努めます。
- ②適正かつ公平な税務事務を行うとともに、新たな滞納を防止するために納税指導等を徹底し、滞納解消に向けた口座振替の促進や納付方法の拡大を図ります。
- ③ふるさと納税については、企業版ふるさと納税とともに取り組みを強化し自主財源の確保に努めます。
- ④財政状況について、市民への分かりやすい広報・周知に努めます。

施策 ④ 子育て支援の充実

- ① 第2期子ども・子育て支援事業計画に基づいた各種施策を推進するとともに、保育施設や学童クラブ施設の整備を進めます。
- ② 児童虐待の早期発見のために、地域の家族見守りサポーターの養成を継続し、地域の見守りの目を増やしていくとともに、児童相談所等関係機関との連携を強化し、子どもの虐待の防止に努めます。
- ③ 地域学校協働活動をさらに推進し、地域と学校が一体となって子どもたちを見守り、育む体制を充実します。
- ④ 熊本県ひとり親家庭等自立促進計画に基づいた子どもの貧困対策を引き続き支援します。
- ⑤ 育児や家事への男性の参加を促すため、啓発講座や体験教室など学びの場の充実を図ります。また、育児がしやすい職場環境を実現するため、市内事業者等の「よかボス宣言」の啓発を行います。

最重点施策**施策 ⑤ 健康づくりの推進**

- ① 健康寿命の延伸や生活習慣病の予防を目的とし、特定健診受診についての周知啓発及び受診体制を整えることで、受診率の向上を図ります。
- ② 国保データベースや検(健)診のデータ等を活用することにより市民の健康状況・疾病傾向を把握し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。
- ③ 疾病の早期発見、早期治療のために、若いころからの検(健)診受診の必要性について啓発に努めます。
- ④ 市民の健康増進のため、運動機会の提供・習慣化と食生活の改善を図ります。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症等の蔓延を防止するため感染予防啓発に努めます。

施策 ⑥ 社会福祉の推進

- ① 「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」に基づき、社会福祉協議会をはじめ民生・児童委員や関係機関、ボランティア団体等と連携してサロンや交流活動等の地域福祉活動を推進するとともに、地域の支え合いの意識向上と地域包括ケアシステムの構築に努めます。
- ② 生活困窮世帯や悩みを抱える世帯の相談・支援に対して、安心サポート合志や関係課、関係機関と連携した包括的な支援体制の構築に努め、新型コロナウイルス感染症に伴う失業者等の相談や支援の増加にも対応できる支援体制を整えます。
- ③ 避難行動要支援者の把握に努め、自治会や民生委員、自治消防組織等と連携を図ります。

施策 ⑦ 高齢者の自立と支援体制の充実

- ① 地域包括支援センターの事業内容を広く周知を行い、相談支援体制については、総合相談窓口(ランチ)の強化を図るため、見直しを行います。
- ② 新型コロナウイルス感染防止の影響を受けている高齢者に対する支援を強化します。

- ③民生児童委員協議会やボランティアセンターとの積極的な情報共有を行い、高齢者の支援を強化します。
- ④老人クラブの活動内容やシルバー人材センターの事業内容を周知し積極的な参加・登録を促します。
- ⑤認知症サポーター養成講座を地域、企業、学校等で開催し、高齢者の見守り体制を強化します。
- ⑥地域全体で介護予防に取り組むことができるように各種出前講座を充実します。

施策 ⑧ 障がい者（児）の自立と社会参加の促進

- ①「第6期合志市障がい福祉計画・第2期合志市障がい児福祉計画」に掲げる目標を実現するため、菊池圏域地域自立支援協議会の各部会（子ども部会・サービス部会・生活支援部会・相談支援部会）を活用しながら、障害者福祉施設と連携し、障がい者が抱える課題の早期解決に努めます。
- ②障がい児（者）サービス支援事業所における療育や支援サービスの維持・向上に向けた研修や取り組みを推進します。
- ③障がい者の社会参加を支援するために、就労系サービスの積極的な利用を推進し、一般就労に結びつけることができるように努めます。そのために相談支援事業所、サービス提供事業者等と連携し、適切なサービス提供体制を確保します。
- ④訪問系サービスや各種補装具費の支給、地域生活支援、経済的支援を行う各種手当の支給、医療費の助成等を行い、障がい者の自立した在宅生活を支援します。

重点施策

施策⑨ 義務教育の充実

- ①小中一貫教育については、令和2年度から全面実施となり、中学校区における教育の充実を図るため、中学校区学校運営協議会において、学校間や地域との連携・協働の取り組みを推進します。
- ②教職員の指導力の向上に努め、一人一人の児童生徒に応じた指導を充実させ、「確かな学力」「豊かな心」「たくましい心身」を育成するための授業の工夫に努めます。
- ③不登校や不登校傾向、いじめ等の児童生徒を早期に発見し、学校全体として情報を共有し、適切な対応に取り組みます。また、コロナ禍における対策強化を図ります。
- ④教職員の多忙感の軽減を図るとともに、一層効果的な指導を目指し、ICT教育環境の積極的な活用を図ります。また、遠隔授業等の対応を図ります。
- ⑤安心・安全な給食を、安定的に提供します。
- ⑥教育施設と教育環境の計画的な整備に努めます。

施策⑩ 生涯学習の推進

- ①新しい生活様式への支援拡充と利用しやすい環境整備として、生涯学習施設のインターネット予約等を検討するとともに、各自治会公民館等の改修及び備品購入等の支援に努めます。
- ②幅広い年齢層を対象に健康づくりを基本テーマに教室・講座・文化活動メニュー等、内容の充実に努めるとともに、効果的な情報発信に取り組みます。
- ③図書館3館とマンガミュージアム及び歴史資料館が互いに連携し、効果的な利活用を図るとともに、それぞれの魅力発信に努めます。

施策⑪ 生涯スポーツの推進

- ①効果的な情報発信に取り組み、住民ニーズに即した健康づくりのための教室・講座・運動メニュー等、内容の充実に努めます。
- ②スポーツ推進員と連携し、軽運動の推進、幅広い年齢層が親しみやすいスポーツ活動の充実を図るとともに、生涯スポーツ指導者等の人材育成・確保に努めます。
- ③生涯スポーツ施設の再構築検討に併せ、市民がスポーツに取り組みやすい環境づくりや小学校部活動の社会体育移行に伴う施設面の課題を抽出し、施設整備を検討します。

施策⑫ 人権が尊重される社会づくり

- ①「部落差別解消推進法」「ハンセン病問題基本法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」等に基づき、国・他自治体・各種団体と連携を図り、人権教育・啓発を推進します。
- ②「部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例」、「人権教育・啓発基本計画」等に基づき、社会の情勢を踏まえ、コロナ禍による誹謗中傷、インターネットによる人権侵害及びLGBT等の新たな人権問題の解消も目指すため、あらゆる機会を通じた効果的な人権教育・啓発を推進します。

- ③市民の声を反映した事業の実施、広報等による資料配布等を行い、市民参画の人権教育・啓発を推進します。
- ④「第3次男女共同参画推進行動計画」に基づき男女共同参画社会の実現に努めるとともに、「第4次男女共同参画推進行動計画」(計画年次 令和4年～令和8年)の策定を行います。

施策 13 歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成

- ①郷土愛の醸成を図るため、小中学生がより身近に感じ、歴史・文化・産業に親しめる学習等の機会の提供に努めます。
- ②市の歴史・伝統文化の魅力を市内外から更に関心を持たれるような情報発信の工夫に努めるとともに、歴史資料館においては、図書館及びマンガミュージアムとの連携や内容充実に努めます。
- ③地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を推進し、伝統文化や郷土芸能などを継承するための後継者育成を支援します。

施策 14 危機管理対策の推進

- ①国民保護計画に基づき情報収集、情報発信に努めるとともに各種緊急事態に対応した避難行動パターン等を策定します。
- ②新型コロナウイルス感染症など、新たな健康危機管理に対応できる体制づくりをさらに進め、備蓄品の確保に努めます。

最重点施策**施策 15 防災対策の推進**

- ①市民に対し、防災に関する出前講座等を通じ防災意識の向上(自助)を図り、防災士連絡協議会や自主防災組織による効果的な災害対策(共助)を促します。
- ②新型コロナウイルス感染症等へ対応した避難所運営を実施し、避難所の環境整備に努めます。
- ③高齢者や障がい者への避難支援体制を地域と共に整備していきます。

施策 16 交通安全対策の推進

- ①高齢者や子どもの事故防止に向けた啓発を行います。
- ②関係課及び警察署と連携し、環境の変化に対応した交通安全対策を推進します。
- ③必要に応じた交通安全施設(カーブミラーや停止線)等の新設・維持管理を行い安全性の向上に努めます。
- ④高齢者に対する免許返納制度の周知に努めます。

施策 17 防犯対策の推進

- ①防犯灯や防犯カメラへの助成を周知し、見守りカメラの設置を促進します。
- ②各家庭、地域での防犯に対する意識の高揚を図るとともに、地域防犯団体のネットワークを整備します。
- ③消費生活センターでの相談事業、啓発や出前講座などの取り組みを行い、特に近年増加している通信販売に関連するトラブルと年代別相談件数の多い高齢者の犯罪被害防止に努めます。
- ④周辺環境を悪化させる空家の持ち主(地権者)に対し、改善を促します。

施策 18 住環境の充実

- ①住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な市営住宅の整備に向けた取組みを進め、適正な維持管理を行います。
- ②空き家対策として、居住支援協議会で空家・相続等の権利調査に関する法律相談や空家発生予防のための勉強会及び生活相談などを実施し、未然防止や利活用に官民連携して取り組みます。
- ③南北の格差是正のため、引続き都市計画マスタープランに基づき生活利便施設の民間誘導を推進するとともに、市街化調整区域の規制緩和に向け、市街化調整区域活性化連絡協議会を通して、県や国に要望していきます。

- ④豪雨による浸水被害の軽減を図るため、調整池や雨水幹線管渠の適切な点検・維持管理を行うとともに、今後の土地利用転換を見据えた雨水排水対策について計画的に進めます。
- ⑤公園管理については、引き続き身近で安心・安全な整備や維持管理を行います。
- ⑥通行や防災上で支障となる竹林等について、管理や整備を支援するため、農村集落竹林整備事業を活用し推進します。
- ⑦沿道から侵入する草木については、土地所有者等に対し適宜啓発、依頼等を行い、道路環境の改善を図ります。

施策 19 水環境の保全

- ①広報紙やホームページを活用し、市民・企業へ水資源保全のための節水の取り組みなど意識の高揚を図ります。
- ②地下水採取者(個人・企業)に対して、水資源の保全や維持のための節水や地下水涵養のチラシを配付し啓発を行います。
- ③イベント等を利用して、雨水タンクの効果等や補助制度を周知します。

施策 20 水の安定供給と排水の浄化

- ①市民に安全で良質な水道水を供給するため、定期的な水質検査を実施し、施設の適切な維持管理を行います。併せて、災害や人口増加に対応するための新たな水源確保に努めます。
- ②水道施設の老朽化対策及び耐震化推進のため、経営戦略等の各種計画に基づき、計画的な施設の統廃合と管路更新に取り組みます。また、有収率向上のため計画的に漏水調査を行い、経営基盤の強化を図ります。
- ③下水道においては、安定的な排水の浄化を持続するため、下水道事業経営戦略に基づき経営基盤の適正化に向けて、下水道使用料の次期改定の検討をスタートします。
- ④下水道施設の広域化によって不用となった施設の適正な処分を行います。
- ⑤下水道施設はストックマネジメント計画に基づき計画的な更新を行いながら、下水道処理場を適正に管理し、放流水の水質基準を遵守します。

施策 21 廃棄物の抑制とリサイクルの推進

- ①「ごみの見える化」により得た数量を前年度と比較し情報の発信を行うと共に3Kリ運動等の啓発を行い、ごみの減量化に努めます。
- ②資源物回収団体に対しては、資源物回収ボックスを活用することによる利便性を説明し活動の範囲を広げていただくよう促します。
- ③新環境工場の稼動に合わせ市民のごみ出しルールの理解を深めます。また、ごみ減量やリサイクルを進めるために、環境美化推進員と連携し周知に努めます。
- ④各事業所に対しては、ごみ減量を進めると共に違反ごみを無くすことや分別の徹底を周知します。

施策 22 地球温暖化防止対策の推進

- ①マイバックやマイボトルの活用を推進するための啓発を行います。
- ②公共施設のLED化を推進し、省電力化を行いCO2の削減に取り組みます。
- ③省エネに関する情報を発信し、市民の意識の向上を図ります。

施策 23 計画的な土地利用の推進

- ①総合計画、復興まちづくり計画や都市計画マスタープラン等の各計画に基づき、地域のバランスを考慮した計画的な土地利用について官民連携により推進します。
- ②御代志地区土地区画整理事業を着実に推進し、都市機能の集積を図ります。
- ③北部地域で人口減少が進む中、南北の格差是正のため、引続き都市計画マスタープランに基づき生活利便施設の民間誘導を推進するとともに、併せて市街化調整区域の規制緩和に向け、市街化調整区域活性化連絡協議会を通して、県や国に要望し推進を図ります。
- ④都市計画マスタープラン、その他計画等との整合を図りながら農業振興地域整備促進計画の見直しを計画的に進めます。
- ⑤国県有地の有効活用や土地利用に関する規制緩和を国や県に対し引き続き要望します。

重点施策**施策 24 計画的な道路の整備**

- ①国道387号及び県道大津西合志線の4車線化と、交通流動の変化に対応した市内県道網の再編と渋滞解消に向けて国・県との協議を引き続き行います。
- ②中九州横断道路の早期完成に向け、引き続き国と協力し事業推進を行います。
- ③新設小中学校をはじめとする通学路の整備に努めるとともに、必要に応じた安全対策を進めます。
- ④「道路舗装維持管理計画」や「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、適正な維持管理に努めます。

施策 25 公共交通の充実

- ①合志市地域公共交通網形成計画再編実施計画に基づくコミュニティ交通の運行について、着実な実施に努めます。
- ②コミュニティ交通路線の再編に伴う乗り換えなどにより、利便性が低下しないよう、乗り換え利用の案内、周知の徹底を図ります。
- ③持続可能なコミュニティ交通のあり方を検討します。
- ④新しい生活様式の中で、コミュニティ交通を安全に安心して利用できるよう感染拡大防止対策を行います。

施策 26 農業の振興

- ①地域の農業を支えていく担い手が、効率的な農地利用やスマート農業を行うための農地の集積・集約に向けて、地域での話し合いを活性化させ「人・農地プランの実質化」を進めます。
- ②合志地域の集落営農組織をはじめ、農業法人化を重点的に推進します。
- ③地域の農商工団体及び企業が参画する協議会との農商工連携や六次産業化をさらに推進します。
- ④農業を取り巻く環境変化の影響を受ける農業者への支援の在り方について、課題を分析し、農業者及び関係団体(土地改良区等)との協議を進めます。
- ⑤新規就農者や後継者確保に向けた就農支援金や利子補給金制度について、農業経営者の育成につながる具体的な検討を行います。
- ⑥口蹄疫やCSF(豚熱)、ASF(アフリカ豚熱)等の家畜伝染病への防疫体制整備とともに、カラス被害やイノシシ、サル、アライグマ等の獣害に備えて駆除隊との連携体制を強化します。

重点施策**施策 27 商工業の振興**

- ①中小企業等振興基本条例に基づき、商工会や中小企業等活性化会議、企業等連絡協議会等と連携し、商工事業者の経営安定、地域経済の活性化につながる取り組みを進めます。
- ②国(九州経済産業局)や熊本県よろず支援拠点、県信用保証協会、商工会及び金融機関との連携により、ルーロ合志を拠点とした伴走型の創業、起業支援事業を推進します。
- ③国や県、商工会、クラッシーノこうし、こうし未来研究所、官民連携のコンソーシアム及び金融機関など、様々な主体との連携を強化し、第2期市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った事業を推進します。
- ④企業や学術機関、包括連携協定各団体等と連携し、新商品の開発及び合志ブランドの商品のPR、販売強化に努めます。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続支援とともに、新たな日常に対応するための支援に努めます。

施策 28 企業誘致の促進と働く場の確保

- ①北熊本SIC等による交通利便性や立地上の強みを発信し、栄第2工業団地をはじめとした積極的な企業誘致を推進するとともに、中九州横断道路の進展を見据えた新たな工業団地整備に取り組みます。
- ②ハローワーク、ポリテクセンター、熊本高専等との連携や菊池地域企業誘致プロジェクト協議会による広域の企業紹介等により、多種多様な人材を確保する取組を進めるとともに、女性・シニアの就労支援及びテレワークの可能性について研究を進めます。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の事業継続支援とともに、新たな日常に対応するための支援に努めます。
- ④既存の観光資源を磨き上げるとともに、新しい観光産業の創出や誘致を図ります。

合志市総合計画【施策体系表】

※令和3年度最重点施策・重点施策関係表

★ 最重点施策
★ 重点施策

将来都市像

元気・活力・創造のまち

く健幸都市こうしゅく

